

令和3年度 第2回介護保険運営協議会(書面審議)の報告

議題	連番	意見	回答
介護予防支援委託業務に係る指定居宅介護支援事業者の新規承認について	1	従業員について、常勤の従業員が兼務で1人又は2人で、サービス提供地、利用予定者数に対して大丈夫でしょうか。	地域包括支援センターは、指定介護予防支援業務のうち一部を委託することが出来るとされ、運営協議会の議を経ることとされています。委託に当たっては、委託先が指定居宅介護支援事業所であることとされ、サービス計画作成する場合は計画が適切であるかセンターが確認することになっております。指定介護支援事業所は、所轄庁が指定していることから基準を満たしております。介護支援専門員や事業所が不適切な対応等の苦情や問題が発生した場合は保険者が指導することになります。
	2	新規事業者のうち連番111の事業者は、法人として他のサービス事業所もなく、また従業員は1名となっていますが予防プランを担当する余裕があるのか疑問に思います。	連番1の回答を御参照ください。
	3	定休日等の緊急時対応について、どのような体制か詳細を示してほしい。例えば、独居の場合、家族が遠くに住んでいる場合など、利用者が体調不良になった場合にケアマネさんがお休みの時はどのようにしたら良いですか。	連番1の回答のとおり、委託に当たっては運営協議会の議を経ることとされておりますので、運営協議会として議を経るにあたり必要な情報について委員の総意で整理していただくことになります。また、指定居宅介護支援事業者において、休日対応等に関する要件はないため、各事業所ごとに対応が異なります。電話等が繋がらず、お急ぎの場合は、一度地域包括支援センターへご相談ください。
	4	事業所の思い等を示してほしい。これまでの〇〇としての経験を生かし、〇〇を大切に寄りそってまいります、など。	連番1の回答のとおり、委託に当たっては運営協議会の議を経ることとされておりますので、運営協議会として議を経るにあたり必要な情報について委員の総意で整理していただくことになります。現在、事業所の思い等については必要な情報として記載しておりませんが、委託する事業所におきましては、市が規定する指定介護予防支援の事業の基本方針に則って行わなければならないこととしており、連携を図りながら適切な支援に努めます。
	5	アニマートについて、県内での実績がないが、この事業所の他県での状況についてわからない点が少々心配です。	県内の事業所で本年11月1日から事業を開始しており、実績はありませんが、連番1の回答のとおり、基準を満たしており適切にサービス計画を作成できると判断したものです。
その他	6	新規承認については問題なしと思いますが、今回の運営協議会が書面開催となった理由に納得しかねます。協議事項も少なく、必要なと考えられたと思いますが、現在のコロナ感染状況で書面開催とされた理由がわかりません。	審議事項が1件であったこと、運営協議会開催に係る準備期間のコロナ感染状況等から、書面開催の判断をさせていただきました。現在、変異株の感染拡大も懸念されておりますので、今後もコロナ感染状況を注視しながら適切な運営に努めてまいりたいと思います。